

「中央教育審議会 審議まとめ」への期待

全国都市教育長協議会長（岐阜市教育長） 水川和彦

1 審議まとめを「子どもを本気で主語にする教育」へのリデザインと受け止めた

審議の過程をすべて公開してきた今回の中央教育審議会は、文部科学省が示す「深い学びの実装」「多様性の包摂」「実現可能性の確保」という3つの方向性や具現の方策をスケルトンにして提示しており、各教育委員会や学校としても、これからの新しい教育のベクトルを見据える重要な資料となっていることに感謝したい。

（1）「自らの人生を舵取りする力」「好きを育み、得意を伸ばす」というフレーズに強く共感する

上記フレーズが強調されていることに大きな期待を寄せている。学習指導要領は、教育課程編成の基準となっているが、一律一斉指導を通した基礎・基本の習得を目的とすることなく、児童生徒の「好き」に着目し、それを「得意」へと科学変化させていく教育のデザインは、これからの教育課程編成の中核となる哲学であると考えている。

（2）「好きを育み、得意を伸ばす」教育の実現は、各学校に委ねられているという自覚が必要

公教育は、国・都道府県教育委員会・市町村教育委員会が、それぞれ立場と役割を分担・連携することによって質を担保している。よって、改訂に込められたゆるぎない哲学を示す文部科学省、自治体ごとの体力差を踏まえた施策を講じる都道府県教委、地域の実態に即した各学校のダイナミックな教育活動を支援する市町村教委の役割を一層整理したい。地域や児童生徒の実態を踏まえた各学校のグランドデザインこそが、改訂の趣旨を踏まえた子どもの未来を拓く学校教育につながると考えている。

（3）多様な子どもたちの「深い学び」を確かにするためには、豊富な具体的事例の蓄積がカギ

教育改革は、通常軸を少し外れたように見える実践が発端となることが多い。学習指導要領の全面実施を迎える令和12年までに、サキドリ研究校を含め、文部科学省の哲学を具現する事例を全国に少しでも多く紹介していただきたい。そのことにより、各自治体、各学校が自らの特色ある教育を描くヒントとなることに期待している。

2 改訂の趣旨と3つの柱が、具体レベルで見える化されることに期待する

（1）資料を含め1000ページに及ぶ審議まとめの視覚化

岐阜市も含め、すでにAI等を活用して審議まとめを視覚化（プレゼン資料化）している関係者は多い。だからこそ、審議まとめの本質的な意義（真のねらい）が失われないように、地域住民や保護者でも十分に理解できるレベルでの、「改訂方針の見える化」を文部科学省に期待したい。

（2）用いられる用語の定義を具体レベルで整理

資質・能力の「深まり」「一体的育成」「表形式による構造化」といった言葉は、文科省資料を熟読しても、まだまだ現場での理解は難しいと受け止めている。表形式にすることにとどまらず、どんな考え方や知識をもてば、汎用性のある理解や深い学びといえるのかを、具体的に子どもの姿（様相）で表現していただければありがたい。日常業務に追われ十分に日々の教材研究が十分にできない教員を、具体的な指導の解説（参考）資料により応援いただく仕組みを構築いただきたい。

（3）「リアルな学びをデジタルが支える」構造を教科の枠を超えて示していただきたい

第2期 GIGA スクール構想で、学校現場におけるタブレットや ICT の活用は一層進化している。ただ、ICT の活用については、「検索して結論付け」といった浅い学びに終始しないような、指導の構造化と学習の道具としての目的を明確にした実践の積み上げが学校でも必須である。

デジタルの時代だからこそ、逆にリアルにこだわらないと、目の覚めるようなイノベーションは起きないと考え、教科における情報機器の取り扱い、総合的な学習の時間における情報の領域、情報・技術科の新設等々、リアルな学びを支えるデジタル活用の具体的な場面を整理いただきたい。

（４）デジタル学習指導要領の提案様式（フォーマットと階層）を工夫いただきたい

デジタル学習指導要領や解説書は、研究授業のためだけに振り返る資料ではなく、日々の授業実践のパートナーとなるような内容構成に期待したい。そのためには、当該学年の学びを俯瞰できるような表記はもとより、学年間の学びの系統や、中核となる見方や考え方を発揮した子どもの具体的な姿などの具体的な表記を期待したい。

３ 調整授業時数制度が小手先の時数操作に終始しないことを期待

（１）コマ数の計算や操作だけが、カリキュラムマネジメントの中核ではないことを自覚したい

調整授業時数制度は、深い学びの実装、多様性の包摂の革新的な方策であり、期待が大きい。ただ、45分授業を40分にしてその時間を生み出すといった操作のみが、余白創出の手立てであると誤解されないようにしたい。教科や単位によっては45分→40分ではなく、一コマ20分、60分、90分といったユニットもあるはず。サキドリ研究校の先進事例が、この「深い学びの実装」「多様性の包摂」を具現し、真に深い学びにつながることに期待したい。

（２）公教育の「機会均等と水準の維持向上」と学校の裁量が自己矛盾しないコントロールが必要

公教育は、どの学校に通っても変わらない教育の質が担保されることが鉄則である。授業時数削減を総授業時数からの引き算と考えてはならないと考えている。公教育としての質の担保を何時間でできるかを踏まえ、そこから足し算として調整授業時数をデザインすることが肝要であろう。

児童生徒が転校した際に、学び抜けしていたり、浅くしか学べなかったりすることがないように、国が学習内容の基準を明確に打ち出すことが肝要である。

４ 告示される学習指導要領では、「好きを育み、得意を伸ばす」教育課程編成のデザインを色濃く出していきたい

（１）全ての教育活動に「好きを育み、得意を伸ばす」コンセプトを導入してほしい

学習指導要領の教科・道徳・特別活動・総合的な探究のそれぞれに、「好きを育み、得意を伸ばす」具体的な内容が色濃く見えるようにしていただきたい。我が国の教育は、同一学年・同一内容主義で、とりわけ進路決定を目指す中学校教育でさえ、選択教科もなく、自分の趣味や特技に異年齢で打ち込む部活動さえも希望入部である。教育基本法の1条・2条に明示されている教育の目的に照らし合わせるまでもなく、学校の教育課程編成・実施のどの部分を切り取っても「好きや得意の伸長」がにじみ出るデザインこそが、一人一人の主体的な学びを支え「自らの人生を舵取りする力」につながっていることを、文部科学省としても明示していただきたい。

（２）2階建ての柔軟な教育課程編成の2階の部分がすべての児童生徒に反映するようにしたい

多様性の包摂の視点は、通級・日本語指導・不登校・ギフティッドといった特別な配慮が必要な児童

生徒のためだけに書かれているわけではないと受け止めたい。「多様性」は、すべての児童生徒にあるという哲学を打ち出して、学校教育をデザインしたほうが今回の改定の趣旨に沿っているのではないかと考えている。

5 その他

（１）全人的な「人間教育」の観点からの「学びに向かう力、人間性等」の評価が求められる

結果としての評価ではなく、学びのストーリーとしての評価が、今後は重視されるべきであると考えている。子どもたち一人一人の多様性を踏まえて評価する際には、評価の在り方も根本的に「学びの足跡」「探究の記録」をもとにした「成長のカルテ」として位置付けていくべきであると考えている。

（２）アオハル（青春）を支える高校教育が大きな転換点を迎えている

私学無償化は、地方の公立高校の定員割れを増加させるだけでなく、充実した高校生活を飛び越え、大学進学の通過点としての高校生活へとシフトしていく危険をはらんでいる。実際、無償化による保護者の負担軽減は、塾への支払いに転化している家庭も少なくないのではと危惧する。価値ある探究と豊かな青春時代（アオハル）を過ごす高校教育に期待したい。

（３）教員の資質向上を目指す教員養成・研修制度の見直しが急務である

「教育の質は教員の質に比例する」といわれるが、働き方改革と若い教員の比率が高い教育現場にあって、今後は一層の質の高い教員の確保が必要となる。各段階で意味ある育成・研修を期待する。

教員養成：教育に対するゆるぎない信念と、発達理論・特別支援・教科指導等、具体的な子ども指導の基礎・基本を大学での学びを通し、徹底して身に付けさせてほしい。

現職研修：勤務年数に基づく経年悉皆研修、学校での授業研究等を含む校内研修に加え、個々の強みを生かし、伸ばす弾力的な研修の場を整備していただきたい。

専門研修：教育現場での経験を踏まえて、教職大学院等での学びの再構築を通して、教師力をアップデートできる仕組みを再構築いただきたい。

（４）新たな仕組みで実施となる教科・総合等についての具体的な実践情報の提供に期待する

新たな仕組みで実施となる総合的な探究の時間、情報・技術科等については、令和１２年の全面実施までに、具体的な事例を豊富に紹介いただきたい。とりわけ「情報ブロック」や「ミニ探究ユニット」などについては、現場で活用できる実践事例のアーカイブ等をN I T S等が主導し、国レベルでライブラリー化していただきたい。学校は間違いなく活用する。

（５）文部科学省の教育推進の財政的・人的基盤の抜本的強化を願いたい

「深い学びの実装」「多様性の包摂」の理念をもとに、教育現場がそれを具現できるような教職員定数の改善、加配教員の抜本的増員、専門人材（SC,SSW,ICT 支援員等）の定数化や配置拡充、加配教員のより柔軟な活用制度の創設等、確実な財政支援をお願いしたい。

以上、全国都市教育長協議会に所属する各教育委員会は、国との強固な政策パートナーシップのもと、地教行法に基づく設置者・指導行政の責務を果たし、次期学習指導要領の理念を教育現場で具現して、子どもたちの「人生を舵取りする力と、民主的で持続可能な社会の創り手の育成」に全力を尽くしたいと考えている。